

福祉用具の購入って、何でも買えるの？

第1回で福祉用具のレンタルについてご説明しました。

介護保険ではレンタルができない福祉用具に関して購入費の支給対象となる福祉用具があります。主には排泄関連用品と入浴関連用品です。

福祉用具の購入費の支給については、年度(4月～3月)毎10万円が上限です。10万円を超える用品については、超えた分は実費となります。また、同じ種類の用品を複数購入することは原則できません。

●排泄関連用品

①ポータブルトイレ

⇒樹脂製、家具調タイプのものから、暖房便座、脱臭機能、温水シャワー等の機能が付いたものまで種類は豊富です。ただ、付加機能が増えると、電源が必要となることが多いので、環境に応じて選ぶことが大事です。価格はノーマルタイプのもので約2万5千円、あらゆる機能が付いたもので14万円ほどです。

②補高便座(据置式便座)

⇒便座の高さを高くすることで立ち上がり等の動作を楽に行なえるようにします。また、和式便器に被せることで、洋式便器のように使用するタイプのものもあります。住宅改修でも便器の取替えは保険適用となりますが、水廻り工事は高額になる場合があるため、購入品でまかなうことも多いです。



●入浴関連用品

①すのこ

⇒浴室の出入口の段差解消が主な目的です。

②シャワーベンチ

⇒浴室内でシャワーを浴びたり体を洗う際に座るイスです。高さを変えられるため、体に合った高さにすることで姿勢の安定が図れ、立ち上がりやすくなります。折りたたみ式、コンパクトタイプ等いくつか種類があります。

③浴槽台

⇒主に浴槽の中において姿勢の保持や立ち上がりを行なうために使用します。

④浴槽手すり

⇒浴槽のふちに取り付ける手すりです。脱着式のため改修工事の必要はありません。

⑤バスボード

⇒浴槽の上に置くボードです。座った状態で浴槽の出入りが行なえます。

※その他、特殊尿器や簡易浴槽、移動用リフトのつりぐ具部分も対象となります。

福祉用具購入費の補助についても、住宅改修費の補助と同様に償還払い方式になっています。